

大阪市営住宅使用料口座振替等収納事務取扱要綱

制 定 昭 53. 3. 1
最近改正 令 7. 11. 1

(目的)

第1条 この要綱は、市営住宅使用料のうち家賃及び割増賃料（以下「市営住宅使用料」という。）の納入義務者が口座振替及び自動払込（以下「口座振替等」という。）による納入を希望した場合の取扱いについて、大阪市会計規則第25条並びに大阪市公金取扱金融機関事務取扱規程第20条の規定に基づき必要な事項を定めるものとし、納入義務者の支払いの利便と徴収事務の改善によって納期内納入の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 口座振替等の対象となる者は、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関（以下「取扱金融機関」という。）の承諾を得た納入義務者（以下「対象者」という。）とする。

(取扱店又は取扱局)

第3条 この要綱において、前条の規定に定める取扱金融機関のうち、納入義務者が指定した一店舗又は一ゆうちょ銀行及び郵便局を、それぞれ「取扱店」又は「取扱局」とする。

(指定預貯金口座)

第4条 納入義務者が指定できる預金種目は、普通預金、当座預金又は通常貯金とし、納入義務者の指定する一口座（以下「指定預貯金口座」という。）とする。ただし、指定できる口座は納入義務者又は納入義務者の三親等内の親族又は成年後見人の預貯金口座とする。

(申込手続)

第5条 口座振替等を希望する納入義務者は、次の各号によるいずれかの申込み手続きをしなければならない。

- (1) 市営住宅使用料・附帯駐車場使用料預金口座振替依頼書自動払込利用申込書兼廃止届出書（第1号様式の1）（以下「依頼書」という。）、市営住宅使用料・附帯駐車場使用料預金口座振替依頼書自動払込受付通知書兼廃止届出書（第1号様式の2）（以下「通知書」という。）及び市営住宅使用料・附帯駐車場使用料預金口座振替依頼書自動払込利用申込書兼廃止届出書（お客様控）（第1号様式の3）（以下「依頼書控」という。）を取扱店又は取扱局に提出する。
 - (2) 口座振替等の利用申込みに係る受付から承諾までをインターネットを経由し完了させるサービス（以下「Web口座振替受付サービス」という。）を利用し、Web口座振替受付サービス利用対象の取扱金融機関（以下「利用対象金融機関」という。）あてに申し込む。
- 2 取扱店は、依頼書を承諾したときは、依頼書、通知書及び依頼書控の所定欄に受付印を押印するとともに、所定の金融機関コード及び支店コード（全国銀行協会の統一

番号及び統一店番号）を記入し、依頼書控を納入義務者に返却した後、通知書を翌月5日までに、取りまとめ店を経由して本市又は地方自治法第243条の2第1項（昭和22年法律第67号）の規定により、本市から市営住宅使用料の収納事務の委託を受けた者（以下「収納事務受託者」という。）に送付しなければならない。

また、取扱局は依頼書を承諾したときは、依頼書、通知書及び依頼書控の所定欄に受付印を押印し、依頼書控を納入義務者に返却した後、通知書を翌月5日までに、大阪貯金事務センターを経由して本市又は収納事務受託者に送付しなければならない。

3 利用対象金融機関は、Web口座振替受付サービスによる申込みがあったものに対し承諾したときは、口座情報及び受付結果等の引継ぎ情報を大阪市に送信しなければならない。

（変更手続）

第6条 対象者が取扱店又は取扱局を変更しようとするときは、前条第1項各号に掲げる手続きをしなければならない。なお、指定預貯金口座を変更するときも同様とする。

（停止手続）

第7条 対象者が口座振替等納入を停止しようとするときは、依頼書、通知書及び依頼書控を取扱店若しくは取扱局に提出又は市営住宅使用料口座振替（自動払込）納入停止依頼書（第2号様式）（以下「停止依頼書」という。）を本市若しくは収納事務受託者に提出しなければならない。この場合において、本市が停止依頼書を受領したときは、速やかに収納事務受託者に送付しなければならない。

（申込等の期日）

第8条 口座振替等を希望する納入義務者及び対象者は、第5条から第7条までの規定による口座振替等納入の開始、変更及び停止の手続きはその前月の末日迄に行わなければならない。

（請求対象の除外）

第9条 対象者が下記のいずれかの条件に該当した場合、本市は該当する調定年月に係る調定金額を口座振替等納入請求対象から除外する。

- (1) 納入義務の対象となる市営住宅使用料について、対象者が本市に提出し、本市が受領した分割納入誓約書により分割納入する調定年月
- (2) 納入義務の対象となる市営住宅使用料について、対象者が本市と即決和解を行い、分割納入する調定年月
- (3) 納入義務の対象となる市営住宅使用料について、対象者と本市で訴訟上の和解が成立し、分割納入する調定年月
- (4) 納入義務の対象となる市営住宅使用料について、対象者が使用承認を本市により取り消された際の未納になっている調定年月
- (5) 納入義務の対象となる市営住宅使用料について、生活保護法第37条の2に規定する保護の特例の適用（住宅扶助の代理納付）を行った後の調定年月

（振替日）

第10条 振替日は原則として納期限最終日とする。

（本市又は収納事務受託者の事務処理）

第11条 本市又は収納事務受託者は次の各号に定める事務を処理しなければならない。

- (1) 本市又は収納事務受託者は、第 5 条第 1 項各号に掲げる申込手続きのあった対象者に対して、口座振替等開始月以降、当該年度中の住宅使用料及び口座振替等の開始を通知する市営住宅使用料納入通知書兼口座振替納入開始案内書（第 3 号様式）（以下「通知書兼案内書」という。）を交付する。
- (2) 本市又は収納事務受託者は、毎年 4 月に、前年度から引続いて口座振替等納入を行っている対象者に対しては、通知書兼案内書を交付する。
- (3) 本市は、データ伝送により口座振替等納入を行う取扱店の取りまとめ店又は大阪貯金事務センター（以下「取りまとめ店等」という。）には、双方のコンピュータを通信回線を利用して接続し、振替に必要な項目を記録した口座振替請求データ（以下「振替請求データ」という。）を取りまとめ店等の指定する送信先へ振替日を含む 4 営業日前までに送信を行う。
- (4) 本市は、大阪市市営住宅使用料等収入報告書（第 5 号様式）（以下「納付書」という。）により口座振替等納入を行う取りまとめ店等には、振替日を含む 6 営業日前までに納付書に大阪市営住宅使用料納入額通知書送付票（第 4 号様式）（以下「送付票」という。）を添え、取りまとめ店等に交付する。この場合、送付票には取扱店又は取扱局別の大坂市営住宅使用料預金口座振替納付書集計票（第 6 号様式）（以下「集計票」という。）、大阪市営住宅使用料預金口座振替状況報告票（第 7 号様式）（以下「報告票」という。）、取りまとめ店等用の大坂市営住宅使用料預金口座振替状況報告票合計票（第 8 号様式）（以下「報告票合計票」という。）及び大阪市営住宅使用料預金口座振替納入取扱店別一覧表（第 9 号様式）（以下「取扱店別一覧表」という。）を添付する。
- (5) 本市又は収納事務受託者は、次号の規定に該当する場合を除き、第 13 条第 1 号又は同条第 2 号の規定によって通知を受けた振替不能分については、当該月の翌月に未納のお知らせ（第 10 号様式）を対象者に交付する。
- (6) 本市又は収納事務受託者は、次のいずれかに該当する場合は、対象者に対して口座振替等納入を停止し、大阪市営住宅使用料預金口座振替納入停止通知書（第 11 号様式）を交付する。
 - ア 第 7 条に規定する停止手続がなされた場合
 - イ 対象者が名義変更した場合
 - ウ 口座振替等納入依頼した取扱店又は取扱局と取引がない場合
 - エ その他、特別の事情がある場合

（振替保留手続）

第 12 条 前条第 3 号の規定により振替請求データを作成後、若しくは同条第 4 号の規定により取りまとめ店等に納付書を交付後、振替日までの間に市営住宅使用料の収納又は変更等のため、請求の取消、保留を要する場合、収納事務受託者は口座振替保留依頼書（第 12 号様式）を取りまとめ店等へ振替日を含む 3 営業日前までに届くように送付する。ただし、これに間に合わない場合は FAX 等で依頼し、事後に口座振替保留依頼書を送付する。

（取扱金融機関の事務処理）

第 13 条 取扱金融機関は口座振替等納入について次の各号に定める事務を処理しなけ

ればならない。

- (1) データ伝送により口座振替等納入を行う取りまとめ店等は、第 11 条第 3 号の規定により受信した振替請求データにより振替日に指定預貯金口座から請求金額を引き落とし、振替処理を完了した口座振替結果データ（以下「振替結果データ」という。）及び資金不足等により振替処理が未完了の口座振替結果データを振替日を含め 3 営業日後までに本市又は収納事務受託者が受信できるように作成すること。
- (2) 納付書により口座振替等納入を行う取りまとめ店等は振替日に第 11 条第 4 号の規定によって交付を受けた納付書を取扱店別一覧表によって取扱店別に仕訳のうえ、集計票及び報告票を添付して当該取扱店に送付し振替納入すること。
この場合、取りまとめ店等は振替不能分の納付書を報告票合計票とともに、振替日を含め 3 営業日の午後 3 時までに本市又は収納事務受託者へ送付すること。
- (3) 第 1 号及び第 2 号の規定による毎月の振替状況は、次に定める手続きにより本市会計室へ通知すること。

ア データ伝送により口座振替等納入を行う取りまとめ店等は、大阪市営住宅使用料等口座振替（自動払込）済報告書（第 13 号様式）（以下「振替済報告書」という。）を作成のうえ、大阪市公金取扱金融機関事務取扱規程に準じて処理すること。

イ 納付書により口座振替等納入を行う取扱店は、報告票と振替不能分の納付書を取りまとめ店に送付するとともに、集計票を自店に保管すること。取りまとめ店は、収入報告書を作成のうえ、大阪市公金取扱金融機関事務取扱規程に準じて処理することとし、送付票に振替状況を記入のうえ自店に保管すること。

ウ 指定金融機関（市役所派出所）は、ア又はイの規定により作成された収入報告書及び振替済報告書を集計のうえ、大阪市公金取扱金融機関事務取扱規程に準じて処理すること。

- (4) 口座振替等納入の領収証書は発行しない。対象者は、口座振替結果を預貯金口座通帳等により確認する。
- (5) 取りまとめ店等は振替日を含む 4 営業日前までに第 11 条第 3 号に規定する振替請求データを、振替日を含む 6 営業日前までに同条第 4 号に規定する文書を本市又は収納事務受託者より受領すること。

（電算処理受託者の事務処理）

第 14 条 本市から市営住宅使用料の収納に関する電算処理の委託を受けた者（以下「電算処理受託者」という。）は、当該市営住宅使用料の口座振替に係る収納整理の機械計算処理業務により知り得た情報を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

（伝送データの仕様）

第 15 条 第 11 条第 3 号の規定により交付する振替請求データ及び第 13 条第 1 号の規定により返却される振替結果データの各仕様並びに記録内容は別添 1 のとおりとする。

（その他）

第 16 条 市長は、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この要綱は、昭和 53 年 3 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 53 年 8 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から実施する。ただし、この要綱中第 12 号様式

に関する改正規程は昭和 59 年度分から実施する。

- 2 昭和 59 年 3 月 31 日の取扱店の業務終了時において、この要綱による改正前の大

阪市営住宅使用料口座振替収納事務取扱要綱第 10 条第 7 項第 1 号に該当する場合は、

この要綱による改正後の大阪市営住宅使用料口座振替収納事務取扱要綱第 10 条第 6

号工の規程を適用する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 2 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 20 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から実施する。ただし、第 10 条第 5 号の改正規定は平成 29 年 4 月 1 日から適用し、同日前までに交付する第 10 号様式については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

- 2 改正前の要綱に定める様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、改正後の要綱に定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年11月1日から実施する。
- 2 第5条第2項に定める収納事務受託者については、令和8年3月31日までの間は、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定による本市から市営住宅使用料の収納事務の委託を受けた者とする。

市営住宅使用料・附帯駐車場使用料預金口座振替依頼書自動払込利用申込書兼廃止届出書

大阪市

金融機関用

大阪市公金収納取扱金融機関 御申込

太枠の中を記入してください

申込年月日

年 月 日

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 変更	下記記載の約定(ゆうちょ銀行除く)を確認のうえ、口座振替・自動払込を申し込みます(変更申込についてはゆうちょ銀行除く)。	
	<input type="checkbox"/> 解約(廃止)	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止	口座振替・自動払込を解約(廃止)します。	

↓ 申し込みされる使用料に○をしてください(同時に申込される場合は両方に○をしてください)

市営住宅使用料	附帯駐車場使用料
---------	----------

↓ 口座振替(自動払込)を申込される市営住宅・附帯駐車場契約者の住所、電話、フリガナ、氏名、団地番号等を記入してください。

市営住宅契約者		住所	大阪市 区	住宅	棟	号室
		電話	(自宅)	(携帯電話)		
口座名義人 との続柄		フリガナ		団地番号	住宅番号	
		氏名				
附帯駐車場契約者		住所				
		電話	(自宅)	(携帯電話)		
口座名義人 との続柄		フリガナ		駐車場コード	契約番号	
		氏名				

↑ 団地番号、住宅番号、駐車場コード、契約番号は納入通知書・領収証書などでご確認ください。

口 座 名 義 人	フリガナ	見 本				金融機関お届け印
	氏名	申込書は各住宅管理センターにありますので お問い合わせください。				
	住所					
	電話	(自宅)	(携帯電話)			

↓ 「ゆうちょ銀行以外の金融機関」または「ゆうちょ銀行」のどちらか一方にご記入ください。

ゆうちょ銀行 以外の金融機関	銀行・信用組合				支店	
	信用金庫・労働金庫				出張所	
	農業協同組合					
	金融機関コード	支店コード	種目(○印)	口座番号(右詰めで記入)		
		1.普通 2.当座				

ゆうちょ銀行	金融機関コード		記号 (6桁がある場合は※欄に記入してください)	番号(右詰めで記入) (8桁に満たないときは頭に「0」を記入してください)								
	9	9	0	0	1	0	※					
	使用料区分	払込先口座番号		払込先加入者名	種目コード	種別コード						
	住宅	00920-2-960060		大阪市会計管理者	166-176	25						
駐車場					30							

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

払込開始年月欄	利用廃止年月欄
年 月	年 月

※実際の開始・廃止年月と異なる場合があります。

振替日 (払込日)	毎月末日(本市が別途定める月を除く) (土日祝日の場合は翌営業日)
--------------	--------------------------------------

(印鑑照合)(ゆうちょ銀行は除く)

(不備返却事由) (ゆうちょ銀行は除く)	
金融機関 用欄	1 預金取引なし
	2 印鑑相違
	3 記載事項等相違
	店名 預金種目 口座番号 口座名義 その他()
(備考)	
(返送先)	

- 記 (ゆうちょ銀行は除く)
- 預金(貯金)の支払い手続きについては、普通預金(通常貯金)規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金(通常貯金)通帳および普通預金(通常貯金)払戻請求書の提出、または当座小切手の振出などいたしませんので貴行所定の方法で処理してください。
 - 指定預金(貯金)口座の残高が振替日において、納付書記載の金額に満たないときは、私に通知することなくただちに納付書を返却されても異議ありません。
 - この預金(貯金)口座振替契約は、貴行が必要と認めた場合は解除されても異議ありません。
 - この取扱いについて、万一紛議が生じても貴行には迷惑をかけません。
 - この方法により納入した時は、領収書の発行は必要としません。

金融機関確認印

市営住宅使用料・附帯駐車場使用料預金口座振替依頼書自動払込受付通知書兼廃止届出書

大阪市

大阪市長様

↓ 申込区分に〇をしてください。

太枠の中を記入してください

申込年月日

年 月 日

区分	新規	変更	下記記載の約定(ゆうちょ銀行除く)を確認のうえ、口座振替・自動払込を申し込みます(変更申込についてはゆうちょ銀行除く)。	
	解約(廃止)		口座振替・自動払込を解約(廃止)します。	

↓ 申し込みされる使用料に〇をしてください(同時に申込される場合は両方に〇をしてください)

市営住宅使用料	附帯駐車場使用料
---------	----------

↓ 口座振替(自動払込)を申込される市営住宅・附帯駐車場契約者の住所、電話、フリガナ、氏名、団地番号等を記入してください。

市営住宅契約者		住 所	大阪市 区	住 宅	棟	号室
		電 話	(自宅)	(携帯電話)		
口座名義人 との続柄	フリガナ			団地番号	住宅番号	
	氏 名					
附帯駐車場契約者		住 所				
		電 話	(自宅)	(携帯電話)		
口座名義人 との続柄	フリガナ			駐車場コード	契約番号	
	氏 名					

↑ 団地番号、住宅番号、駐車場コード、契約番号は納入通知書・領収証書などでご確認ください。

口 座 名 義 人	フリガナ	見 本
	氏 名	申込書は各住宅管理センターにありますので お問い合わせください。
	住 所	
	電 話	(自宅) (携帯電話)

↓ 「ゆうちょ銀行以外の金融機関」または「ゆうちょ銀行」のどちらか一方にご記入ください。

ゆうちょ銀行 以外の金融機関	銀 行・信用組合				支店
	信用金庫・労働金庫				出張所
	農業協同組合				
	金融機関コード	支店コード	種目(〇印)	口座番号(右詰めで記入)	
			1.普通 2.当座		
ゆうちょ銀行	金融機関コード	記号 (6桁がある場合は※欄に記入してください)	番号(右詰めで記入) (8桁に満たないときは頭に「0」を記入してください)		
	9 9 0 0 1 0	※			
	使用料区分	払込先口座番号	払込先加入者名	種目コード	種別コード
	住宅	00920-2-960060	大阪市会計管理者	166・176	25 30

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

払込開始年月欄	利用廃止年月欄
年 月	年 月
※実際の開始・廃止年月と異なる場合があります。	
振替日 (払込日)	毎月末日(本市が別途定める月を除く) (土日祝日の場合は翌営業日)

(収納事務受託者使用欄)
入力印(収納事務受託者使用欄)
入力印

※本紙は、本人に返却しないでください。

提出経路 取扱店 → 取りまとめ店 → 大阪市都市整備局

金融機関
取扱店
確認印収納事務受託者受取日
開始・廃止年月

市営住宅使用料・附帯駐車場使用料預金口座振替依頼書自動払込利用申込書兼廃止届出書(お客様控)

大阪市

大阪市公金収納取扱金融機関 御中

太枠の中を記入してください

申込年月日

年 月 日

区分	新規	変更	下記記載の約定(ゆうちょ銀行除く)を確認のうえ、口座振替・自動払込を申し込みます(変更申込についてはゆうちょ銀行除く)。
	解約(廃止)		口座振替・自動払込を解約(廃止)します。

↓ 申し込みされる使用料に○をしてください(同時に申込される場合は両方に○をしてください)

市営住宅使用料 附帯駐車場使用料

↓ 口座振替(自動払込)を申込される市営住宅・附帯駐車場契約者の住所、電話、フリガナ、氏名、団地番号等を記入してください。

市営住宅契約者	住 所	大阪市 区	住 宅	棟	号室
	電 話	(自宅)	(携帯電話)		
口座名義人 との続柄	フリガナ			団地番号	住宅番号
	氏 名				
附帯駐車場契約者	住 所				
	電 話	(自宅)	(携帯電話)		
口座名義人 との続柄	フリガナ			駐車場コード	契約番号
	氏 名				

↑ 団地番号、住宅番号、駐車場コード、契約番号は納入通知書・領収証書などでご確認ください。

口 座 名 義 人	フリガナ	見 本		
	氏 名	申込書は各住宅管理センターにありますので お問い合わせください。		
	住 所			
	電 話	(自宅)	(携帯電話)	

↓ 「ゆうちょ銀行以外の金融機関」または「ゆうちょ銀行」のどちらか一方にご記入ください。

ゆうちょ銀行 以外の金融機関	銀 行・信用組合				支店	
	信用金庫・労働金庫				出張所	
	農業協同組合					
金融機関コード	支店コード	種目(○印)	口座番号(右詰めで記入)			
		1.普通 2.当座				
ゆうちょ銀行	金融機関コード	記号 (6桁がある場合は※欄に記入してください)	番号(右詰めで記入) (8桁に満たないときは頭に「0」を記入してください)			
	9 9 0 0 1 0	※				
	使用料区分	払込先口座番号	払込先加入者名	種目コード	種別コード	
	住宅 駐車場	00920-2-960060	大阪市会計管理者	166・176	25 30	

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

払込開始年月欄	利用廃止年月欄
年 月	年 月

※実際の開始・廃止年月と異なる場合があります。

振替日 (払込日)	毎月末日(本市が別途定める月を除く) (土日祝日の場合は翌営業日)
--------------	--------------------------------------

記 (ゆうちょ銀行は除く)

- 預金(貯金)の支払い手続きについては、普通預金(通常貯金)規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金(通常貯金)通帳および普通預金(通常貯金)払戻請求書の提出、または当座小切手の振出などいたしませんので貴行所定の方法で処理してください。
- 指定預金(貯金)口座の残高が振替日において、納付書記載の金額に満たないときは、私に通知することなくただちに納付書を返却されても異議ありません。
- この預金(貯金)口座振替契約は、貴行が必要と認めた場合は解除されても異議ありません。
- この取扱いについて、万一紛議が生じても貴行には迷惑をかけません。
- この方法により納入した時は、領収書の発行は必要としません。

金融機関確認印
取扱店日附印

大阪市長

(提出先) 大阪市営住宅使用料等収納事務受託者

市営住宅使用料 口座振替(自動払込)納入停止依頼書

住 所	大阪市	区
名義人氏名	住宅	棟
電話番号	号室	
団地番号	住宅番号	

私は、大阪市営住宅使用料を口座振替(自動払込)の方法により下記口座から納入していますが、停止をしたいので口座名義人の了承のうえ依頼します。

なお、この取扱について万一紛議が生じても、貴市には一切迷惑をおかけしません。

異動区分	1	廃止	
フリガナ	見 本		
口座名義人氏名	廃止申込書は各住宅管理センターにありますのでお問い合わせください。		
ゆうちょ以外の 金融機関	銀行・信用組合 信用金庫・労働金庫 農業協同組合		
	金融機関コード	支店コード	種目
	1.普通 2.当座		口座番号
ゆうちょ銀行	金融機関コード	通帳記号	通帳番号
	9 9 0 0	1	0

受領日	年 月 日			写しの発行	郵送・手渡し		
決裁					年 月 日		
				受託者送付日	年 月 日		

※本依頼書は、受領した時点または後日に依頼者に対し本人控として写し(コピー)を発行する。

受託者処理欄

入力印	確認印	受託者収受日	停止年月

郵便はがき  親展	<p style="text-align: right;">(第3号様式)</p> <p style="text-align: center;">市営住宅使用料納入通知書 年度兼口座振替納入開始案内書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">納入義務者</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">様</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border-top: none;">[団地番号] [住宅番号]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border-top: none;">[月分] [家賃] [割増賃料] [その他] [合計金額]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border-top: none;">[年] [月] [日]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">指定預金口座 銀行 店</p> <p style="text-align: center;">口座番号 口座名義人</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり、市営住宅使用料を指定預金口座から、 引落し(口座振替納入)いたします。 なお、毎月の納期限の前日(前日が休日の場合は前々日) までに入金してください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">大阪市長</p>	納入義務者	様	[団地番号] [住宅番号]		[月分] [家賃] [割増賃料] [その他] [合計金額]		[年] [月] [日]	
納入義務者	様								
[団地番号] [住宅番号]									
[月分] [家賃] [割増賃料] [その他] [合計金額]									
[年] [月] [日]									

(第4号様式)

大阪市営住宅使用料
納入額通知書送付票

年 月 日

銀行・信用金庫・信用組合
農業協同組合・労働金庫 御中

(取りまとめ店)

大阪市長

年 月分の市営住宅使用料納入額通知書を下記のとおり送付します
から、納期限最終日に口座振替により納入してください。

(取りまとめ店用)

	枚 数	金 額	備 考
合 計 A	枚	円	
金融機関 使 用 欄	返れい(振替不能)B		
	収 納 (振 替 分)A-B		

(収納事務受託者) → 取りまとめ店

印

(第5号様式)

77	大阪市市営住宅使用料等 収入報告書			公	通常拡込料金 加入者負担	
加入者名	大阪市会計管理者	口座番号	00150-5-967111	合計額		
収納機関番号	27100	納付番号		確認番号	納付区分	
納入期限	年	月	日	分類		
32						
納入義務者 口座名義人 金融機関 支店 種別 口座番号 住宅名義人	取納コード <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 引落し不能理由○で固む 1. 資金不足 2. 取引なし(解約を含む) 3. 償金者の都合による振替停止 4. 預金口座振替依頼者なし 5. 委託者の都合による振替停止 6. </div>			領収日付印		
通常拡込料金 加入者負担 原符						
大阪市市営住宅使用料等 加入者負担 原符						
加入者名 大阪市会計管理者 口座番号 00150-5-967111						
合計金額						
納入義務者						
月分 納入事由						
金融機関 支店						
種別 口座番号						
領収日付印 住宅名義人						

(第6号様式)

大阪市営住宅使用料
預金口座振替納付書集計票

取扱店御中

年 月 日

(取 扱 店) _____
(取りまとめ店) _____

取りまとめ店

(振替日 年 月 日)

	枚 数	金 額	備 考
合 計 A	枚	円	
返 れ い (振 替 不 能) B			
收 納 (振 替 分) A-B			

(収納事務受託者) →取りまとめ店→取扱店

印

(取扱店用)

(第7号様式)

大阪市営住宅使用料
預金口座振替状況報告票

取りまとめ店御中

年 月 日

(取 扱 店) _____
(取りまとめ店) _____

取 扱 店

(振替日 年 月 日)

(取りまとめ店用)

	枚 数	金 額	備 考
合 計 A	枚	円	
返 れ い (振 替 不 能) B			
收 納 (振 替 分) A-B			

(取納事務受託者) →取りまとめ店→取扱店→取りまとめ店

印

(第8号様式)

大 阪 市 営 住 宅 使 用 料
預金口座振替状況報告票合計票

大 阪 市 長 様
大阪市会計管理者

(金融機関取りまとめ店)

(振替日 年 月 日)

年 月分の市営住宅使用料の口座振替状況は下記のとおりです。

		枚 数	金 額	備 考
合	計 A	枚	円	
金融機関 使 用 欄	返れい(振替不能)B			
	収 納 (振 替 分)A-B			

(収納事務受託者) → 取りまとめ店 → (収納事務受託者) (振替不能分の納付書を添付)

印

振替日から数え、3営業日までに送付

(大阪市用)

(第9号様式)

大阪市営住宅使用料
預金口座振替納入取扱店別一覧表

(取りまとめ店)

年 月 日

銀行・信用金庫・信用組合
農業協同組合・労働金庫

本店
支店 御中

振替目 年 月 日

大阪市都市整備局住宅部管理課

間合せ先

(取りまとめ店用)

(第10号様式)
通知

<p>郵便はがき</p> <p>料金後納 郵便</p> <p>(団地番号 (契約番号</p> <p>大阪市営住宅収納事務受託者</p> <p>郵便番号</p>	<p style="text-align: center;">未納のお知らせ</p> <p>市営住宅使用料等未納額 住宅名称 住宅棟号</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">年 月分</td> <td style="width: 10%;">円 ()</td> </tr> <tr> <td>年 月分</td> <td>円 ()</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="border-top: 1px solid black;">円</td> </tr> </table> <p>駐車場使用料未納額 駐車場名称</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">年 月分</td> <td style="width: 10%;">円 ()</td> </tr> <tr> <td>年 月分</td> <td>円 ()</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="border-top: 1px solid black;">円</td> </tr> </table> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">収納整理日 月 日現在</p> <p>で整理しておりますので、このお知らせが届く前に納入済みの場合は、行き違いのため恐しからずご了承ください。 口座振替分は預金残高不足等のため、振替不能となっております。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◎使用料のお支払いには、口座振替(自動振込み)をご利用ください。 口座振替は大変便利です。 ・納入忘れを防げます。 ・現金を持ち歩く必要がなく、安全です。 ・名義人家族の口座から引き落とせます。</p> </div>	年 月分	円 ()	年 月分	円 ()	合計	円	年 月分	円 ()	年 月分	円 ()	合計	円
年 月分	円 ()												
年 月分	円 ()												
合計	円												
年 月分	円 ()												
年 月分	円 ()												
合計	円												

郵便はがき



親展

(第11号様式)

大阪市営住宅使用料
預金口座振替納入停止通知書

市営住宅名義人

団地番号	住宅番号

様

指定預金口座

銀行

店

口座番号

口座名義人

上記指定預金口座から市営住宅使用料を口座振替納入しておりましたが、このたび 下記 の理由により ___月から取り扱いを停止します。

の中の番号は、次のことを表します。

- 1 取り扱い停止の届出
- 2 市営住宅名義人の名義変更
- 3 お申し出の金融機関と取引なし
- 4 預金残高不足等による振替不能
- 5 代理納付開始
- 6 その他

年 月 日
大 阪 市 長

年 月 日

銀行・信用金庫・信用組合 御中
農業協同組合・労働金庫

(取りまとめ店)

大阪市長
事務取扱者問合せ先
(電話)
担当者 :

口座振替保留依頼書

年 月分の市営住宅使用料納入額通知書のうち下記の者
について口座振替を保留してください。

銀行コード			
支店コード			
種別			
口座番号			
口座名義人			
振替日			
団地番号			
住宅番号			
該当年月			
金額・件数	円	円	円 件
引落不能理由			
引落不能区分			

銀行送付用

(第13号様式の1)

分類	30
大阪市	

大阪市営住宅使用料等
口座振替(自動払込)済報告書

年 月 日 収納分

年度 大阪市営住宅使用料等

フォーマット	システム	分類	区分
90	02	30	06

会計	部	款	項	目	節
01	1				

発行課係コード	予算主管コード

大阪市会計管理者	件 数	金 額
	件	円

上記の通り収納しました。

大阪市公金収納取扱金融機関

(取りまとめ店控)

(第13号様式の2)

分類	30
大阪市	

大阪市営住宅使用料等
口座振替(自動払込)済報告書

年 月 日 収納分

年度 大阪市営住宅使用料等

フォーマット	システム	分類	区分
90	02	30	06

会計	部	款	項	目	節
01	1				

発行課係コード	予算主管コード

大阪市会計管理者	件 数	金 額
	件	円

上記の通り収納しました。

大阪市公金収納取扱金融機関

(取りまとめ店→大阪市指定金融機関→大阪市)

「伝送データにおける口座振替データの内容」

口座振替データのレコードは、次に掲げる項目、文字種別、桁数、記載順序による。

「9」・・・ 数値項目として取扱い 「右詰め・前0」で記録

「X」・・・ 文字項目として取扱い 「左詰め・残りスペース」で記録

(1) ヘッダーレコード

項目	種別	桁数
データ区分	9	1
種別コード	9	2
コード区分	9	1
委託者コード	9	10
委託者名	X	40
引落月日	9	4
取引銀行番号	9	4
*取引銀行名	X	15
取引支店番号	9	3
*取引支店名	X	15
委託者預金種目	9	1
委託者口座番号	9	7
予備	X	17

(2) データレコード

項目	種別	桁数
データ区分	9	1
引落銀行番号	9	4
*引落銀行名	X	15
引落支店番号	9	3
*引落支店名	X	15
予備	X	4
預金種目	9	1
口座番号	9	7
預金者名	X	30
引落金額	9	10
新規コード	9	1
顧客摘要コード	9	20
振替結果コード	9	1
予備	X	8

(3) トレーラレコード

項目	種別	桁数
データ区分	9	1
合計件数	9	6
合計金額	9	12
振替済件数	9	6
振替済金額	9	12
振替不能件数	9	6
振替不能金額	9	12
予備	X	65

(4) エンドレコード

項目	種別	桁数
データ区分	9	1
予備	X	119

(注) *印の項目は任意項目であり、委託者において省略可。その場合はスペースとする。